

平成 30 (2018) 年度 東北大学法科大学院入学試験 一般選抜 (前期)
試験科目: 民事法 (民事訴訟法)

1. 小規模金融会社を営む X は、Z に対する 150 万円の貸金を回収するため、従業員を通じて顧問弁護士 L に訴訟の提起を依頼した。ところが、L 弁護士は、被告欄に Y の氏名と住所を記載し、訴状を裁判所に提出した。Y は、X から 5,000 万円の融資を受けていたが、1 ヶ月前に利子も含めて完済していた。第 1 回口頭弁論で、訴状の陳述に対し、被告として出席した Y は、「原告の請求を棄却する判決を求める。」と答弁したうえで、5,000 万円の融資に関する資料一切と 1 ヶ月前に完済したことを証する X 作成の領収書を書証として提出した。これを受けて、L 弁護士は、訴状と準備書面を改めてチェックし、請求原因事実における貸金返還請求の主張が Z に対するものであったことに気づき、被告を Y から Z に替える表示の訂正を裁判所に申し立てた。しかし、裁判所は、この申立てを斥け、口頭弁論の終結を宣言した。

このとき裁判所は、訴えを却下すべきか、あるいは、請求を棄却すべきか。論じなさい。

2. 以下の問いに答えなさい。

(1) 裁判実務上、「確認の利益」が存するかどうかを判断する際に用いられているところの、(当事者適格を除く) 3 つの要件について説明しなさい。

(2) 資産家 Y1 には、現在、子どもが 6 人 (X・Z1・Z2・Z3・Z4・Z5) いるが、2 年ほど前から近所に住む夫妻 Y2・Y3 が Y1 の面倒を見ていた。Y1 は、3 ヶ月前、自筆証書遺言をした。その内容は、① Y1 の居住していた大邸宅は、Y2 に遺贈すること、② その他の多数の不動産・動産等については、X を除く Z1 ないし Z5 各自に遺贈すること、③ X には、何らの財産も相続させてはならない旨が記されていた。この自筆証書遺言は、Y2 の手によってコピーされ、X から 6 人の子たち全員に郵送された。

これに対し、納得できない X は、Y1・Y2 を相手取り、この自筆証書遺言は、Y1 が重度の認知症にある中で作成されたものだとして、遺言無効確認訴訟を提起した。第 1 審裁判所は、弁論準備手続において、「確認の利益については、遺言の撤回能力が現在あるかどうかで判断することとしたいので、原告・被告ともに抜き打ちで主張・立証するように。」との訴訟指揮を行った。X は、「Y1 は、高齢であるうえ、重度の認知症で治療を受け、現在は合理的判断能力を欠いており、先月、後見開始審判を受けた。」という事実主張を行った。これに対し、Y1・Y2 の訴訟代理人 L は、この事実を争わなかった。これを受けて第 1 審裁判所は、確認の利益を肯定したうえで、原告の請求を認容した。

そこで、Y1・Y2 が控訴した。控訴審裁判所は、「確認の利益については、民法 985 条 1 項の定めるところにしたがって判断するので、とくに被控訴人 (原告) は、これに添うような事実を主張・立証するように願いたい。」との訴訟指揮を行った。

このとき、確認の利益に関する第 1 審での原告・被告の陳述の合致は、控訴審裁判所を拘束するか。論じなさい。